

固定資産に関する証明書の発行方法が 令和2年4月1日 より変更されます

《対象》固定資産評価証明書・公課証明書

変更前

同一所有者であれば個人所有と共有のどちらも同一の用紙で発行されます



変更後

同一所有者であっても個人所有分と共有分は、別の用紙で発行され、それぞれ手数料がかかります

【証明項目】※変更ありません

- 1枚につき土地・家屋の物件が5件まで記載されます
- 手数料は証明書1枚につき300円となります

手数料計算例

A単独所有の土地1筆と家屋1棟、AとB共有所有の土地6筆

| 所有区分 | 証明項目 | 発行枚数 | 手数料 |
|---------|-----------|------|------|
| A単独所有物件 | 土地1筆、家屋1棟 | 1枚 | 300円 |
| A・B共有物件 | 土地6筆 | 2枚 | 600円 |

証明書枚数は3枚、手数料は合計900円となります

郵送で申請される場合は、事前に金額をご確認いただき過不足がないようお願いします。